

【既に実施している内容】

平成28年度・平成29年度の入札参加資格審査申請時から、雇用保険料・健康保険料・厚生年金保険料の納付を要件としています。このため、社会保険等加入業者（又は適用除外業者）でなければ、契約の相手方となることができません。

【該当する法律】

- 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

【社会保険等未加入建設業者の確認方法等】

- 受注者から提出される施工体制台帳及び添付書類により確認を行います。

【違反した受注者へのペナルティー】

- 指名停止等の措置

高梁市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領に基づく、指名停止等の措置を行います。

【社会保険等未加入建設業者との契約が認められる場合】

発注者が指定する期間内に、社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面を提出し、社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると発注者が認めた場合は、発注者がさらに指定する期間内に社会保険等未加入建設業者が社会保険等に参加することを条件として、例外的に認められます。

また、特別な事情が存在すると発注者が認める場合とは、市が設計図書等で示している特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）が必要される工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないことや、その下請負人でなければ目的を達する事が困難となる事が明らかな場合です。

※なお、以下の場合は、「特別の事情」に該当しません。

- ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- ・発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ・他の下請負人を探す時間的余裕がなかった場合
- ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合